

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月23日

【事業年度】 第12期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社ビーマップ

【英訳名】 BeMap, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浅 賀 英 雄

【本店の所在の場所】 東京都文京区白山五丁目1番3号

【電話番号】 03(5842)5033

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 大 谷 英 也

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区白山五丁目1番3号

【電話番号】 03(5842)5033

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 大 谷 英 也

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高 (千円)	731,347	960,819	1,007,847	1,012,098	911,882
経常損失 (千円)	117,375	98,946	243,696	72,419	59,941
当期純損失 (千円)	432,437	360,928	422,599	257,035	55,507
純資産額 (千円)	2,027,080	1,771,206	1,347,785	1,092,380	1,022,018
総資産額 (千円)	2,140,889	1,922,895	1,463,657	1,186,035	1,129,061
1株当たり純資産額 (円)	64,093.35	54,741.94	41,576.43	33,568.84	31,839.58
1株当たり当期純損失 (円)	14,483.20	11,377.55	13,165.51	8,007.59	1,729.27
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	94.7	91.4	91.2	90.9	90.5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	44,564	△115,767	△123,171	58,490	△113,034
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△881,716	△154,071	△85,138	△305,713	△77,669
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,365,166	1,604	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,249,127	991,884	783,575	536,352	345,648
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	49 (2)	64 (4)	62 (3)	56 (2)	47 (1)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第8期から第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び自己資本利益率並びに株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

3 第9期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高 (千円)	661,222	805,529	740,956	737,543	835,959
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△100,910	9,575	△111,143	△46,539	△23,734
当期純損失 (千円)	427,814	243,322	386,773	440,938	45,483
資本金 (千円)	1,852,955	1,854,247	1,854,247	1,854,247	1,854,247
発行済株式総数 (株)	31,636.55	32,108	32,108	32,108	32,108
純資産額 (千円)	2,044,472	1,892,159	1,505,385	1,064,447	1,018,964
総資産額 (千円)	2,157,888	2,044,143	1,609,721	1,139,792	1,126,260
1株当たり純資産額 (円)	64,643.25	58,947.61	46,898.22	33,161.38	31,744.42
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり 中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 (円)	14,328.37	7,670.25	12,049.40	13,736.84	1,416.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	94.7	92.6	93.5	93.4	90.5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者 数) (名)	32 (2)	40 (2)	44 (3)	39 (2)	47 (1)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第8期から第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び自己資本利益率並びに株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

3 第9期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【沿革】

当社は、日本油脂株式会社の子会社である株式会社ランワールドより設立と同時に営業を譲り受け、同社で蓄積したノウハウを核として現在まで事業を展開しております。

年月	事業内容
平成10年9月	コンピューターソフトウェアの企画、設計、制作、販売を目的に、東京都北区王子に株式会社ビーマップを設立。
平成10年9月	交通関連(「JRトラベルナビゲータ」)・位置情報インフラ提供(「いまどこサービス」)を開始。
平成10年12月	「JRトラベルナビゲータ」パッケージソフトを販売。
平成11年7月	本社を東京都北区豊島に移転。
平成11年11月	位置情報インフラ提供(「PHS位置情報DLL」)の販売開始。
平成12年6月	本社を東京都北区王子に移転。
平成13年3月	次世代インフラ分野に係るプロジェクト遂行のため、株式会社メガチップスと資本提携。
平成14年1月	株式会社大阪証券取引所 ナスダック・ジャパン市場に株式を上場。
平成15年8月	株式会社シールトロニック・テクノロジーと資本提携。
平成15年10月	米国Acceris Communications Technologies, Inc.の持つVoIP技術の特許権の日本での独占使用権及び東南アジア地域での使用権を使用した事業について基本合意書を締結。
平成15年11月	株式会社アクセリスコミュニケーションズジャパンを設立。(平成19年3月清算終了)
平成16年4月	インターネットを活用した位置情報連携地図活用サービス「b-walker」発売開始
平成16年8月	株式会社Accessと、無線LAN、非接触ICカード、近距離無線分野において業務提携
平成17年7月	本社を東京都文京区白山に移転。
平成17年7月	株式会社フレームワークスタジオの連結子会社化
平成17年9月	オックスホールディングス株式会社と業務・資本提携(平成18年6月解消)
平成17年10月	連結子会社、株式会社Be plusを設立
平成18年1月	株式会社アイ・オー・データ機器、株式会社プロジェクトとの共同出資により株式会社エム・データ設立
平成18年5月	テレビ情報検索システム「Meta TV」サービス開始
平成18年11月	フォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社の連結子会社化
平成19年1月	株式会社インフォエックスの連結子会社化
平成21年1月	連結子会社、株式会社Be plusを事業休止
平成21年10月	フォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社の全株式譲渡により、連結子会社から除外
平成21年12月	株式会社インフォエックスの全株式譲渡により、連結子会社から除外

3 【事業の内容】

(1) 当グループ事業の位置付け

当グループは、多種多様なモバイル端末へソフトとサービスの提供することを事業ドメインとしております。

当社は、利用者が自宅から駅などを経由して勤務先などの外出先に移動する動線に着目し、その際に利用する鉄道などの社会インフラと携帯電話等の情報端末とを結びつけ、利便性を向上させる仕組み・サービスを企画し開発・提供しております。

(2) 事業分野別内容

当社グループは、コンテンツインフラ及びそれを活用したコンテンツの企画・開発・運営・販売から構成されるモバイルシステムインテグレーション事業を行っております。

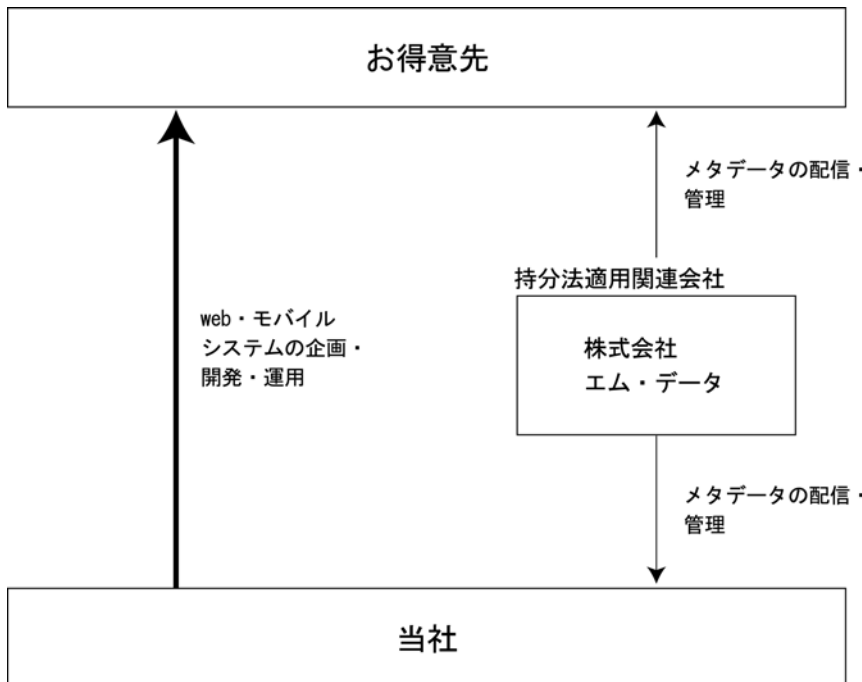
事業分野	内容
モバイル事業分野	JRトラベルナビゲータ、b-Walkerを始めとする移動体向けのインフラ提供事業
ソリューション事業分野	画像配信システム、企業向けWebシステムの企画・開発・運用及びシステム販売事業

また、当社は上記システムインテグレーションをクライアントに提供する対価として単純な受託開発としてではなく、コンテンツの内容及び仕様決定による「企画収入」、プログラム開発による「開発収入」、データ更新及びサーバー・ネットワークの保守・管理による「運用収入」、経路探索エンジンの使用による「ライセンス収入」等の様々なモデルによって収益を上げています。

(3) 事業系統図

平成21年10月23日にフォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社、平成21年12月25日に株式会社インフォエックスの全株式を譲渡したため、連結子会社から除外いたしました。

当社グループの事業系統図は次の通りであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社フレームワ ークスタジオ	東京都文京区	10,000	インターネット通販	100.0	当社のウェブ関連案 件の取り込み。 資金援助有り。 役員の兼任 1名
株式会社 Be plus (注1)	東京都文京区	10,000	事業休止中	100.0	事業休止中。 資金援助有り。 役員の兼任 1名
(持分法適用関連会 社)株式会社エム・デ ータ	東京都港区	142,000	テレビ番組及びCMの 放送実績データの蓄 積・編集・加工等	25.4	役員の兼任 1名

(注) 1 当社グループ内での事業見直し・役割分担の見直しに伴い、平成21年1月30日付で事業休止しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
モバイル分野	11 (1)
ソリューション分野	27 (0)
全社(共通)	9 (0)
合計	47 (1)

(注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

2 従業員数が、当連結会計年度において9名減少しております。その主な理由は、平成21年10月23日付でフォー
ーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社の全株式を、平成21年12月25日付で株式会社インフォ
エックスの全株式を譲渡したため、連結子会社から除外したためであります。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
47(1)	37.5	5.2	4,964,558

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 平均年間給与は、最近1年間に支給された従業員1人員当たりの本給、賞与及び基準外賃金の合計の12ヶ月
相当額を算定しております。

3 臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

4 従業員数が当事業年度において8名増加しております。その主な理由は、当社グループ内での事業休止に伴
う移籍等によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）におけるわが国の経済は、世界的な経済悪化の影響の中で、一部景気の持ち直しの兆しが見られたものの、企業収益の低迷や設備投資の抑制の動きは継続しており、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループの属する携帯電話をはじめとするモバイル業界においては、携帯事業各社のユーザー獲得競争や価格競争が加速し、飽和に近づいた状態のマーケット・シェアの争奪に拍車がかかっている状況にあります。

このような市場環境において、当社グループでは純利益の確保に向けて、受注体制の強化を図るなどの体制を整えて活動いたしました。年度前半においては、子会社各社の事業環境が改善せず苦しい経営を求められるとともに、ピーマッパ本体においても新規大型受注に対する体制構築の遅れから原価率の悪化を招くなどの結果となりました。年度後半においては、年度前半で確保した受注を中心に新規受注を積上げ、概ね、予想どおりの成果を収めることができましたが、年度初の年度計画を達成するには至りませんでした。

なお、期中で当社グループとしての今後の機動的な経営環境の構築を確保するため、平成21年10月23日にフォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社、平成21年12月25日に株式会社インフォエックスの全株式を譲渡し、翌期以降の利益確保のための体制を整えました。

当社グループの事業分野別の活動状況は以下のとおりであります。

①モバイル事業分野

モバイル事業においては、鉄道・通信など社会インフラ提供事業者向けのシステム開発・サービス提供を行っております。当連結会計年度においては、大型開発案件の受注等もあり、受注の伸びがありました。

交通経路探索「JRトラベルナビゲータ」につきましては、引き続き、株式会社ジェイアール東日本企画向けに、時刻・乗り換え案内システム等の提供を行っております。また、株式会社ジェイアール東日本企画を通して、東日本旅客鉄道株式会社「えきねっと」他のJR東日本グループ各社に対するサービスも継続しております。

位置情報モバイルサービス「b-Walker」につきましては、公共機関・法人向けサービスに重点を置いた提案・拡販活動及び自動車関連企業向けサービスの開発を行っております。平成21年7月に株式会社デンソー他3社と共同でドライブ旅行サポートサイト「びあはーる」を開始するとともに、その運営会社として株式会社デンソーコミュニケーションズを共同出資により設立することを決定（平成22年4月1日付にて設立・事業開始）するなどの、新たな事業展開に取り組みました。

この結果、モバイル事業分野において、当連結会計年度の売上高は、464,051千円（前期比25.2%増）、営業利益6,640千円（前期営業損失6,469千円）となりました。

②ソリューション事業分野

ソリューション事業においては、上記以外の公共機関・法人向けのシステム開発・サービス提供を行っております。

インターネットを使った画像閲覧サービスである「モニタリング倶楽部」は、外食産業や駐車場を中心に安定的に進捗いたしました。

テレビ放送内容のデータ配信事業であるメタデータにつきましては、『Yahoo!Japan』『ポケットビッダーズ』『NAVITIME』等へのメタデータ配信を開始するなど、利用の拡がりが見えてきております。しかし、当事業分野の子会社であるフォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社等の売却を行ったため、売上高は減少致しました。

この結果、ソリューション事業分野において、当連結会計年度の売上高は、447,831千円（前期比30.2%減）、営業損失58,162千円（前期60,609千円）となりました。

このような事業活動の結果、当連結会計年度の売上高は、911,882千円（前期比9.9%減）、営業損失は51,521千円（前期67,078千円）、経常損失は59,941千円（前期72,419千円）、当期純損失は55,507千円（前期257,035千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」)は、前連結会計年度末と比較して190,704千円減少し、345,648千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は113,034千円（前年同期58,490千円の獲得）となりました。

これは、主に仕入債務の増加32,718千円等の資金増加によるものと、税金等調整前当期純損失56,377千円、売上債権の増加93,768千円等の資金減少によるものであります。中でも売掛債権の増加については、年度末における大型案件の集中という一時的要因によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は77,669千円（前年同期比74.6%減）となりました。

これは、主に有形固定資産の取得による支出33,379千円、関係会社株式の取得による支出30,000千円、貸付による支出13,830千円等の資金減少によるものであります。

固定資産の取得については、事業に必要なサーバ等の機器の購入によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって得られた資金については、該当ありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
モバイル分野	282,501	140.3
ソリューション分野	278,584	72.9
合計	561,085	96.2

- (注) 1 金額は製造原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

① 受注状況

当連結会計年度の受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
モバイル分野	406,601	109.9
ソリューション分野	518,116	88.9
合計	924,718	97.0

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 受注残高

当連結会計年度の受注残高を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
モバイル分野	116,215	66.9
ソリューション分野	163,954	175.1
合計	280,169	104.8

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
モバイル分野	464,051	125.2
ソリューション分野	447,831	69.8
合計	911,882	90.1

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先名	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
株式会社ジェイアール東日本企画	221,589	21.9	326,205	35.7
株式会社ゼンショー	—	—	147,224	16.1
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	107,571	10.6	102,892	11.3
出光興産株式会社	138,066	13.6	—	—

(注)前連結会計年度の株式会社ゼンショー並びに当連結会計年度の出光興産株式会社については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略致しました。

3 【対処すべき課題】

現在、世界的な経済悪化の影響の中で一部景気の持ち直しの兆しが見られたものの、企業収益の低迷や設備投資の抑制の動きは継続しており、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。当社を取り巻くモバイル市場においても、法人を中心に新規投資の削減・延期などの減速傾向が影響は少なからず受けます。一方で、社会やビジネスのインフラを支える分野におけるIT投資・機能強化の重要性はむしろ高まる領域もあると考えております。さらには、技術革新や新たなユーザーニーズの顕在化により、ビジネス環境は常に進化し続けています。これは、既存サービスが成熟あるいは飽和を迎えると同時に、他社に先駆けて斬新なサービスを創出するチャンスでもあります。

このような環境において、当社が収益力の維持・向上を図るため、魅力的なサービスの企画提案とその提供、新たな成長機会の追求、そして事業全体の効率化のさらなる推進を図るとともに、当社の最も重要なリソースである人材の育成・強化に努めます。その具体的取り組みとして、以下の3点を課題に掲げております。

①提案営業力の強化による売上拡大と収益基盤の安定化

ここ数年当社グループ各社の事業規模(売上高)がほぼ同水準に留まっていることを鑑み、売上拡大のための施策が不可欠であると認識しております。また、3月に受注・売上が集中する事業特性から、期末直前まで業績の確定に不確実性が残ることとなるため、年間を通した安定的な受注獲得、および運用など時季要因の影響度の低いビジネスモデルの比重を増やすことによる収益基盤の安定化が経営課題であると考えております。さらには、新たに生まれるビジネス機会をタイムリーに捉え、新規性のあるサービスを企画提供することが、継続的な収益確保と成長のための重要な要素です。

これに対し、提案営業力の強化、そのための企画力向上を意図した組織編成や、既存顧客への新サービスの提供、あるいはパートナー企業と連携した共同事業の企画展開などに取り組んでいきます。

②人材強化を通じた技術力・品質管理の向上

提案営業力を強化するため、および獲得した案件において安定した利益を生み出すためには、技術力・品質管理スキルの向上が必須となります。そこで、営業、生産および品質管理に関して各担当者が身に付けるべき技術力、およびそのプロセスを標準化すると共に、工数管理・進捗管理の徹底、効率的なテスト・出荷前検査などの実施を通して、社内スキルを向上することで、人材の強化に努めています。

また、豊富な経験を有する優秀な人材の採用も、積極的に実施していく予定であります。

③投資における収益性管理

連結において5期連続、個別において8期連続で当期純損失を計上しておりますが、その最大の要因は新規事業もしくは子会社等に対する投資の失敗であると認識しております。

この課題に対応するため、投資の実行時における事業性の審査を徹底すると共に、投資実行後の収益見通しのコンスタントな評価と必要に応じた対策の実施といった収益性管理を実施しています。その一環として、当連結会計年度中には不採算子会社の株式を全部譲渡しました。今後も、不採算が続く事業・プロジェクトに対しては撤退・譲渡を含めた処理を実施するとともに、収益拡大が期待できる分野に経営資源を集中投資していく所存であります。

④濫用的買収に対する買収防衛策

当社株式に対する大量買付が行われた際に、大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断すること、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために不当な買収に対する交渉を行うこと等を可能とすることで、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、当社取締役会は「濫用的買収に対する買収防衛策」（以下「本プラン」といいます。）を立案のうえ、平成19年6月21日開催の第9期定時株主総会に提出、承認されました。

本プランは、平成21年6月25日開催の第11期定時株主総会において、存続が承認されました。

(a) 本プランの概要

ア 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する20%以上の買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

イ 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、次の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれをビーマップ企業価値検討委員会に提供するものとします。ビーマップ企業価値検討委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

a 買付者等及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、買付者等がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組員、出資者（直接・間接を問わない）その他の構成員並びに業務執行組員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴、反社会的勢力（テロ関連組織を含む。以下同。）との関連性の有無を含む。）。

b 反社会的勢力に対する対処方針。

- c 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。買付等の完了後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、買付等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書の提出も必要とします。）
- d 買付等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいう。）を行うことに関する意思連絡を含む。以下同じ。）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容。
- e 買付等の価額の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）
- f 買付等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含む）
- g 買付等の完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（買付等完了後における当社資産（当社業務に関連する知的財産権を含む）の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含む）その他買付等の完了後における当社及び当社グループの取引先・顧客、当社従業員及び当社グループの役員・従業員、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- h その他当社取締役会又はビーマップ企業価値検討委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適宜な買付説明書を当社取締役会が受領した日から原則として10営業日以内に書面により買付者等に対し要求した情報

ウ 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがある時など、所定の要件を充足する場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます）を、その時点の全ての株主に対して、保有株式1株につき1個の割合で、無償で割当てることがあります。

エ 取締役会の恣意的判断を排するためのビーマップ企業価値評価委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、ビーマップ企業価値評価委員会規則に従い、当社経営陣から独立性の高い有識者から構成されるビーマップ企業価値評価委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。なお、当初の独立委員会は、社外の有識者3名により構成される予定であります。

<ビーマップ企業価値評価委員（予定）>

松本充司氏（早稲田大学 大学院国際情報通信研究科 教授（工学博士）

川上陽介氏（株式会社セルシス 取締役）

福井達也氏（渥美総合法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士）

オ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の総額は理論的に変わりませんが、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

(b) 本プランの合理性

ア 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

イ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか

否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ウ 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されます。また、本プランには、有効期間を約2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

エ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者等から構成されるビーマップ企業価値検討委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

オ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

カ 第三者専門家の意見の取得

ビーマップ企業価値検討委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができることとされています。これにより、ビーマップ企業価値検討委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

キ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

⑤会社の支配に関する基本方針

(a) 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる買収であっても、当社資産の効率的な活用につながり、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、何ら否定されるべきではないと考えます。また、会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件が対象会社の適正な本源的価値を十分に反映しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、株主様とともに企業価値・株主利益の向上に全力で取り組むことを第一に考え、買収者から当社株式の大量取得の提案を受けた際には、大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断すること、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確

保すること、株主の皆様のために不当な買収に対する交渉を行うこと等を可能とすることで、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、当社取締役会は濫用的買収に対する買収防衛策を導入することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(b) 基本方針を実現するための取組み

当社が導入した買収防衛策は、いわゆる「事前警告型」といわれる防衛策であります。当社株式に対する大規模買付行為への対応方針としては、当社株式に対して、大規模買付行為を行おうとする特定株主グループが、20%を超える当社株式等を保有する際に、「大規模買付ルール」の遵守を要請するものであります。

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものであります。よって、大規模買付者が当該ルールを遵守する限りは、原則として当社取締役会は、新株予約権の発行等の対抗措置をとらないルールとなっております。

なお、本プランの詳細につきましては、「株主総会参考書類」をご参照ください。

(c) 上記の取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社の大規模買付ルールは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであります。

当社取締役会から独立した組織として「ピーマップ企業価値検討委員会」を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断時には取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっていること、本ルールの有効期間は2年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

4 【事業等のリスク】

本有価証券報告書に記載した経営成績及び財政状態に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避、低減及び発生した場合の対応に努める方針であります。

① 連結において最近5期間、個別において最近8期間が最終赤字であることについて

当社の経営成績は、連結において最近5期間、個別において最近8期間は、いずれも当期純損失となっております。当社としては、収益力の向上や不採算事業・プロジェクトの整理、コスト削減により、早期の黒字化を図るための努力を行っておりますが、必ずしも当社の想定している収益・利益を達成できるとは限りません。

② 特定の取引先等で取引の継続性が不安定であるものへの高い依存度に係るもの

当連結会計年度の連結売上高に占める株式会社ジェイアール東日本企画の割合は35.7%（平成21年3月期は21.9%）と、同社など有力顧客への売上依存度が高い状況であります。長期的にビジネスが保証されているわけではありません。当社では、有力顧客に対して情報収集や継続的な新規提案を行うことで関係の強化を図るとともに、他分野のビジネスの育成、新規事業の開始によるサービスアイテムの拡大等の戦略により、依存度の引き下げを並行して進めておりますが、今後もこれらの展開が予定通り行えるか否かは不透明であります。

③ 季節要因に係るもの

当社グループの主要顧客先は鉄道・通信など3月決算のインフラ系大企業が中心であり、納期が3月に集中する傾向があり、平成22年3月においては全売上の27.1%が集中しております。納期の平準化は当

社の中長期の課題として取り組んでいるところでありますが、3月集中が継続した場合は最終受注・売上の確定に不確実な要素を年度末まで抱えることとなるため、計画と相違する可能性も否定できません。

④特定の製品、技術等で将来性が不安定であるものへの高い依存度に係るもの

i 技術革新について

当社グループの属する業界の技術は、凄まじいスピードで進歩しつづけております。このような進歩・革新しつづける中、当社は常に市場を先取りする形で技術への対応を図ってまいりました。今後とも、次代を担う技術を見据えたサービスの開発に常に取り組んでまいりますが、予期せぬプラットフォームの変更や、技術変化のスピードによっては、当社グループとして対応に時間を要する可能性があります。

ii 競合について

当社グループの位置している業界、すなわち、モバイル端末機器に技術や情報を提供する事業者は極めて多く、競争が激しい状況となっております。加えて、新規参入も相次いでおり、その実数を把握するのも困難な状況であります。

当社グループは、この競争の激しい業界の中で、経路探索、画像・映像配信、TVメタデータ配信などのコンテンツインフラの提供、生活に密着したコンテンツの提供、大手企業とのアライアンスによる事業展開などの戦略により、他社に対する高い参入障壁を築き上げていると認識しておりますが、今後、複数の企業が直接当社と競合する事業に参入してくる可能性は否定出来ません。その場合、競争の激化を招き、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。

iii システムダウンについて

当社グループの事業は、モバイル端末を結ぶ情報ネットワークに依存しており、自然災害や事故等によって、通信ネットワークが切断された場合には、当社グループのサービス提供は不可能となります。また、キャリアやクライアントのサーバーが作動不能に陥ったり、当社グループのハードウェアまたはソフトウェアの欠陥等により、システムが停止したりする可能性があります。さらには、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入などの犯罪や役職員の過誤等によって、重要なデータを消去または不正に入手されたりするおそれもあります。これらの障害が発生した場合には、当社グループに直接的損害が生じるほか、当社グループのサーバーの作動不良や欠陥等に起因する取引の停止等については、当社グループシステム自体への信頼性の低下や高額な損害賠償請求を招きかねず、当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

iv 知的財産について

当社グループの製品やサービスは、当社グループが自ら開発したもの他、他社の許諾を受けて使用している特許や技術、ソフトウェア、商標等を前提としております。当社はこれらの技術等の知的財産について、他の第三者の権利を侵害することなく製品やサービスの提供を行うことができるよう留意しております。しかしながら、これらの知的財産が他の第三者の権利を侵害した場合、もしくは他社からの技術供与・使用許諾を受けられなくなった場合、高額な権利使用料や損害賠償の請求を招きかねず、当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、他社の製品やサービスと差別化できる技術とノウハウを蓄積してまいりましたが、営業上の理由等により知的財産としての十分な保護を受けられない場合があります。そのため、第三者が類似製品・サービス等を製造、販売するのを効果的に防止できない可能性があります。また、他社が、類似もしくはより優れた技術を開発した場合、当社の知的財産の価値が低下する可能性があります。

⑤継続企業の前提に関する重要事象について

当社グループは、当連結会計年度において113,034千円の営業キャッシュ・フローのマイナスを計上

し、また、当連結会計年度を含め過去5期にわたり連結営業損失を計上しました。また、個別で、当事業年度を含め過去3期にわたり営業損失を計上しました。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる重要事象が存在しております。

当社といたしましては、「対処すべき課題」に記載のとおり、平成23年3月期においては、①提案営業力の強化による売上拡大と収益基盤の安定化、②人材強化を通じた技術力・品質管理の向上、③投資における収益性管理、の3点を特に重要な経営課題として認識し、その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社が締結する契約のうち重要なものは、以下のとおりであります。

[取引先との重要な契約]

契約先名・契約名	契約内容	契約日	契約期間
株式会社ジェイアール東日本企画 「許諾契約」	当社の所有するJR版ソフト「JRトラベルナビゲータ」をパッケージ商品として、許諾地域において独占的に販売、頒布することを株式会社ジェイアール東日本企画に対して許諾する契約。	平成10年10月1日	期間満了日(平成13年9月30日)の3ヶ月前までに、いずれかの契約当事者が書面による契約終了の意思表示をなさない限り、2年間延長するものとし、以後も同様とする。

[技術上の重要な契約]

契約先名・契約名	契約内容	契約日	契約期間
加藤誠巳 「技術顧問契約」	当社の開発・改良・販売するソフトウェア等の技術上の問題に関する技術顧問契約	平成13年4月1日	契約日から1年間。但し、契約満了日1ヶ月前にいずれかの当事者から更新しない旨の通知がなされない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
インフォメーション・サイエンス・システムズ株式会社及び加藤誠巳 「ソフトウェア利用許諾契約」	インフォメーション・サイエンス・システムズ株式会社及び加藤誠巳が所有するソフトウェア(プログラム、データベース、アルゴリズム等)の利用許諾に関する契約	平成13年5月28日	契約日より3年間。但し、契約満了日6ヶ月前までに両当事者間で契約終了の合意がなされない限り、以後2年間ごとに自動更新されるものとする。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたり、当社グループが採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。なお、連結財務諸表には、将来に対する見積り等が含まれておりますが、これらは、有価証券報告書提出日現在における当社グループの判断によるものであります。このような将来に対する見積り等は、過去の実績や趨勢に基づき可能な限り合理的に判断したものであります。判断時には予期し得なかった事象等の発生により、結果とは異なる可能性があります。

(2) 財政状態

(資産)

当連結会計年度の資産合計は1,129,061千円であり、前連結会計年度末と比較して56,974千円減少いたしました。

当連結会計年度における連結財務諸表の流動資産の合計は、985,229千円であり、前連結会計年度末と比較して111,902千円減少いたしました。この減少の主な内容は、売掛金が73,212千円増加したものの、現金及び預金が190,704千円減少したことによります。

当連結会計年度における連結財務諸表の固定資産の合計は、143,831千円であり、前連結会計年度末と比較して54,927千円増加いたしました。この増加の主な内容は、有形固定資産の増加22,812千円及び関係会社株式の増加33,684千円によります。

(負債)

当連結会計年度の負債合計は107,042千円であり、前連結会計年度末と比較して13,387千円増加いたしました。

当連結会計年度における連結財務諸表の流動負債の合計は、107,042千円であり、前連結会計年度末と比較して13,387千円増加いたしました。この増加の主な内容は、買掛金が32,718千円増加したことによります。

(純資産)

当連結会計年度における連結財務諸表の純資産の合計は、1,022,018千円であり、前連結会計年度末と比較して70,361千円減少いたしました。この減少の主な内容は、利益剰余金が55,507千円減少したことによります。

(3) 経営成績の分析

当社グループを取り巻く経営環境は、飽和に近づいた状態のマーケット・シェアの争奪に拍車がかかっている状況にあります。このような市場環境において、当社グループでは純利益の確保に向けて、受注体制の強化を図るなどの体制を整えて活動いたしましたが、年度前半においては、子会社各社の事業環境が改善せず苦しい経営を求められるとともに、ビーマップ本体においても新規大型受注に対する体制構築の遅れから原価率の悪化を招くなどの結果となりました。年度後半においては、年度前半で確保した受注を中心に新規受注を積上げ、概ね、予想どおりの成果を収めることができましたが、年度初の年度計画を達成するには至りませんでした。

このような事業活動の結果、当連結会計年度の売上高は、911,882千円(前期比9.9%減)、営業損失は51,521千円(前期67,078千円)、経常損失は59,941千円(前期72,419千円)、当期純損失は55,507千円(前期257,035千円)となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

「第2 事業の状況 1 業績等の概況 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

(5) 重要事象等の対応について

当社グループは、当連結会計年度において113,034千円の営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、また、当連結会計年度を含め過去5期にわたり連結営業損失を計上しました。また、個別で、当事業年度を含め過去3期にわたり営業損失を計上しました。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる重要事象が存在しております。

当社といたしましては、「対処すべき課題」に記載のとおり、平成23年3月期においては、①提案営業力の強化による売上拡大と収益基盤の安定化、②人材強化を通じた技術力・品質管理の向上、③投資における収益性管理、の3点を特に重要な経営課題として認識し、その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当期において実施した設備投資の総額は35,503千円で、その主なものといたしましては、Jナビ関連のサーバ及びソフトウェアであります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
				建物	工具・ 器具備品	合計	
本社	東京都 文京区	モバイル分野	OA機器等	—	26,384	26,384	11(1)
本社	東京都 文京区	ソリューション分野	OA機器等	—	1,673	1,673	27(0)
本社	東京都 文京区	全社(共通)	附属設備、 OA機器等	1,714	4,985	6,700	9(0)

(2) 子会社

平成22年3月31日現在

会社名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
				建物	工具・ 器具備品	合計	
(株)フレームワークスタジオ	東京都 文京区	ソリューション分野	附属設備等	—	—	—	0(0)
(株)Be plus	東京都 文京区	ソリューション分野	OA機器等	—	—	—	0(0)

- (注) 1 上記金額に、消費税等は含まれておりません。
2 リース契約による主な賃借設備はありません。
3 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	126,500
計	126,500

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,108	32,108	大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット 「ヘラクレス」市場	(注1)
計	32,108	32,108	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は、単元株制度を採用しておりません。

2 「提出日現在発行数」には、平成22年6月1日以降提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使含む)により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成13年3月7日)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36	0
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 150,000	—
新株予約権の行使期間	平成15年4月1日から 平成22年3月31日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	—
新株予約権の行使の条件	対象者は次の場合にはその 権利を喪失する。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処 せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲 戒解雇又は諭旨解雇の処 分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した 場合(取締役、監査役の 就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当 社を退職したときから、 1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他 の会社の取締役、監査役、 従業員、顧問又はコンサル タントに就いたとき	—
新株予約権の譲渡に関する事項	対象者は新株予約権の全部 又は一部を他に譲渡、担保権 の設定、遺贈、その他の処分 をすることはできない。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

- (注) 1 当社は平成13年5月21日開催の取締役会の決議に基づき、平成13年7月9日付で1株を3株とする株式分割を行いました。これに伴い、発行価額、資本組入額が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映しております。
- 2 株式の分割を行う場合には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株主総会の特別決議(平成13年6月8日)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	367	367
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 150,000	同左
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日から 平成23年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は次の場合にはその権利を喪失する。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の場合を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	対象者は新株予約権の全部又は一部を他に譲渡、担保権の設定、遺贈、その他の処分をすることはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 当社は平成13年5月21日開催の取締役会の決議に基づき、平成13年7月9日付で1株を3株とする株式分割を行いました。これに伴い、発行価額、資本組入額が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映しております。
- 2 株式の分割を行う場合には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- ② 平成13年改正旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成14年6月24日)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	46(注1)	46(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46(注1)	46(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 379,208	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成24年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 379,208 資本組入額 189,604	同左
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 ② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数122個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を 個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は122株から 株に減少しております。

- 2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成15年6月18日)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	59(注1)	59(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59(注1)	59(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 136,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成25年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136,000 資本組入額 68,000	同左
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 ② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑥ その他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数264個から、行使もしくは退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を 個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は264株から 株に減少しております。
- 2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成16年6月24日)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	260(注1)	260(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260(注1)	260(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 486,203	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 486,203 資本組入額 243,102	同左
新株予約権の行使の条件	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 ② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。) ③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。 ⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数300個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を 個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は300株から 株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

株主総会の特別決議(平成17年6月23日)

取締役会決議日(平成17年9月9日)		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	500	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 328,514	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 328,514 資本組入額 164,257	同左
新株予約権の行使の条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合(ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。)</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後、に退任又は辞任した場合を除く。)</p> <p>③ 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。)</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

取締役会決議日 (平成17年11月21日)		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	262(注1)	262(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	262(注1)	262(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 244,755	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 244,755 資本組入額 122,378	同左
新株予約権の行使の条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合(ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。)</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。)</p> <p>③ 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。)</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数264個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を 個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は264株から 株に減少しております。

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

取締役会決議日 (平成18年5月22日)		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	234(注1)	234(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234(注1)	234(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 304,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 304,000 資本組入額 152,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合(ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。)</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後に退任又は辞任した場合を除く。)</p> <p>③ 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合(ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。)</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の数は、定時株主総会決議における発行数236個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を 個減じております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は236株から 株に減少しております。
- 2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次頁の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年 2 月 1 日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年 4 月 1 日～ 平成17年 5 月 15 日 (注) 1	27	26,126.55	2,025	1,163,206	2,025	701,022
平成17年 5 月 16 日 (注) 2	2,500	28,626.55	251,250	1,414,456	251,250	952,272
平成17年 5 月 17 日～ 平成17年 9 月 25 日 (注) 3	136	28,762.55	9,367	1,423,823	9,267	961,539
平成17年 9 月 26 日 (注) 4	2,850	31,612.55	427,500	1,851,323	427,500	1,389,039
平成17年 9 月 27 日～ 平成18年 3 月 31 日 (注) 5	24	31,636.55	1,632	1,852,955	1,632	1,390,671
平成18年 4 月 1 日～ 平成19年 1 月 21 日 (注) 6	19	31,655.55	1,292	1,854,247	1,292	1,391,963
平成19年 1 月 22 日 (注) 7	453	32,108.55	—	1,854,247	88,425	1,480,389
平成19年 3 月 19 日 (注) 8	△0.55	32,108	—	1,854,247	—	1,480,389

- (注) 1 新株予約権等の権利行使による増加であります。
- 2 有償第三者割当増資：発行価格201,000円、資本組入額100,500円
主な割当先 オックス情報株式会社(現オックスホールディングス株式会社)、株式会社ピノイジー、株式会社フレイトラスト(現株式会社フレイ・トラスト)
- 3 新株予約権等の権利行使による増加であります。
- 4 有償第三者割当増資：発行価格300,000円、資本組入額150,000円
割当先 オックス情報株式会社(現オックスホールディングス株式会社)
- 5 新株予約権等の権利行使による増加であります。
- 6 新株予約権等の権利行使による増加であります。
- 7 (株)インフォエックスを簡易株式交換で完全子会社としたことによる増加であります。
- 8 自己株式(端株)の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	11	29	4	3	3,093	3,141	—
所有株式数(株)	—	537	309	1,085	358	86	29,733	32,108	—
所有株式数の割合(%)	—	1.67	0.96	3.38	1.11	0.27	92.60	100.00	—

- (注) 1 自己株式9株は、「個人その他」に含まれております。
2 当社には、証券保管振替機構名義の株式はありません。

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
杉野 文則	東京都文京区	2,327	7.24
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	537	1.67
白井 弘子	東京都練馬区	530	1.65
清水 和美	長野県長野市	420	1.3
古賀 伸一	福岡県大牟田市	390	1.21
高梨 真教	東京都目黒区	348	1.08
加藤 吉三郎	兵庫県神戸市	344	1.07
エムエルピー エフエス カストディー (常任代理人 メリルリンチ日本証券(株))	South Tower World Financial Center New York NY 10080-0801 USA (東京都中央区日本橋1-4-1)	304	0.94
池見 敏幸	兵庫県西宮市	286	0.89
鍛冶要工業株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅2-34-7	283	0.88
計	—	5,769	17.97

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,099	32,099	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	32,108	—	—
総株主の議決権	—	32,099	—

- (注) 当社には、証券保管振替機構名義の株式はありません。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビーマップ	東京都文京区白山五丁目1番3号	9	—	9	0
計	—	9	—	9	0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は旧商法第280条ノ19の規定及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第8条の5の規定に基づき、平成13年3月7日及び平成13年6月8日開催の株主総会特別決議において新株引受権を付与する方法で、ストックオプション制度を採用しております。新株引受権の付与対象者の区分及び人数は以下のとおりであります。

決議年月日	平成13年3月7日の株主総会特別決議	平成13年6月8日の株主総会特別決議
付与対象者の区分及び人数	取締役6名 従業員4名	取締役4名 従業員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	同左
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

また、当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、監査役、従業員並びに顧問に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成14年6月24日、平成15年6月18日、平成16年6月24日及び平成17年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月24日の株主総会特別決議	平成15年6月18日の株主総会特別決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、監査役、従業員並びに顧問18名	当社の取締役、監査役、従業員並びに顧問43名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

決議年月日	平成16年6月24日の株主総会特別決議	平成17年6月23日の株主総会特別決議
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員35名	当社の取締役、監査役並びに従業員44名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に基づき、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	9	—	9	—

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当期においては会社法第461条の計算に基づく剰余金の分配可能額がないため、残念ながら配当ができる状況にありません。今後につきましては、利益剰余金のマイナスを解消するよう全力を挙げて損益改善に取り組み、なるべく早期に剰余金配当を実施したいと考えております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	590,000	382,000	173,000	66,100	23,600
最低(円)	114,000	130,000	34,400	11,410	10,060

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」市場におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	20,390	21,000	13,000	12,840	13,900	19,480
最低(円)	18,700	11,600	11,770	11,550	10,060	13,500

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」市場におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	浅 賀 英 雄	昭和14年3月27日生	昭和36年4月 昭和62年4月 6月 平成10年6月 平成17年6月 12月 平成18年6月 平成20年6月	日本国有鉄道入社 鉄道技術研究所主任研究員 本社情報システム部次長 など 株式会社トランスネット入社 同社 取締役技術部長就任 同社 代表取締役社長就任 同社 顧問就任 同社 退社 当社取締役就任 (現任) 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	53
取締役 会長	—	杉 野 文 則	昭和38年1月25日生	昭和62年4月 平成5年10月 平成10年9月 平成20年6月	日本油脂株式会社入社 株式会社ランワールド出向 当社設立、代表取締役社長就任 当社取締役会長就任 (現任)	(注) 3	2,327
取締役	—	柴 本 猛	昭和20年6月12日生	昭和45年4月 平成14年6月 平成16年5月 平成16年6月 平成20年6月	日本ビクター株式会社入社 マルチメディア開発センター所長 ホームマルチメディア事業推進室長 理事・技師長・ソフトウェアCTOなど タオ・ジャパン株式会社代表取締役会長 就任 M P L 株式会社設立、代表取締役就任 (現任) 当社監査役就任 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	—	齋 田 眞 次 郎	昭和25年2月23日生	昭和49年4月 平成18年2月 平成19年4月 平成21年2月 平成21年6月	味の素株式会社入社 社団法人日本広告主協会 (現 社団法人 日本アドバタイザーズ協会) web広告研 究会 代表幹事就任 味の素株式会社 広告部 WEB企画グル ープ ホームページ担当部長 社団法人日本アドバタイザーズ協会 web広告研究会 顧問就任 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
監査役	常勤	籠 浦 光	昭和21年9月26日生	昭和44年4月 平成9年2月 平成12年4月 平成18年9月 平成19年6月 平成21年6月	日本ビクター株式会社入社 オーディオ技術統括部長 情報配信事業推進室長 など 株式会社ベネフィットオンライン 代表取締役社長就任 日本ビクター株式会社 経営戦略部 技術企画室長 同社退社 当社取締役就任 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	32
監査役	—	平 野 彰	昭和17年6月10日生	昭和40年3月 昭和51年9月 平成12年7月 平成16年6月	警視庁入庁 同庁刑事部捜査共助課 東京都行政書士会田無支部理事就任 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	小 林 義 典	昭和40年1月11日生	平成元年10月 平成5年3月 平成5年6月 平成8年7月 平成20年6月	太田昭和監査法人 (現新日本有限責任監 査法人) 入所 公認会計士登録 税理士登録 小林義典公認会計士事務所開設 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
計							2,412

- (注) 1. 取締役棗田眞次郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役平野彰及び小林義典の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成21年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成20年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 なお、籠浦光氏は前任の監査役より任期を引継いでおり、任期は平成21年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から3年間であります。
5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠ける場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
梅澤 和浩	昭和44年3月29日生	平成4年4月 ペプシコ・インク日本支社 入社 平成8年7月 同社退社 8月 株式会社マウンティン入社 平成9年8月 同社 社会保険労務士登録 平成11年7月 同社退社 8月 社会保険労務士事務所 開設 平成15年5月 社会保険労務士法人C・プレイス 設立 代表社員就任 (現任) 平成21年6月 当社補欠監査役就任 (現任)	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は経営の透明性の確保及び効率化の推進を図るとともに、経営の監督機能の強化を基本的な方針としております。

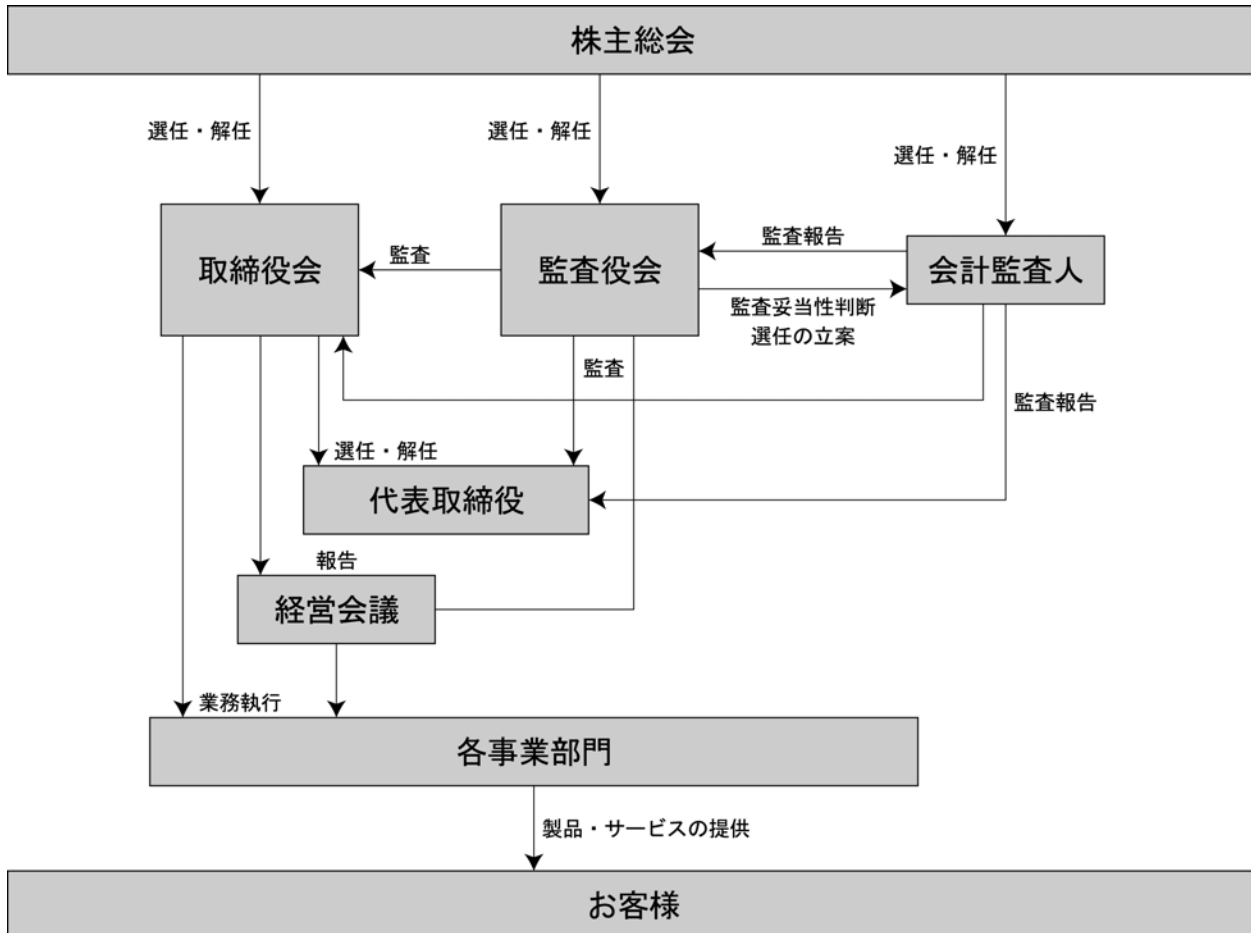
① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会・監査役会・会計監査人を設置しております。

ロ. 会社の機関・内部統制の関係

会社の機関・内部統制の関係は次のとおりであります。



ハ. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

経営の意思決定機関であります取締役会は、取締役4名（うち1名は社外取締役）から構成されており、原則として毎月1回開催しております。取締役会では、経営に関する重要事項及び月々の経営成績に関する達成度と今後の方針・対策を討議しております。

当社監査役会は、監査役3名から構成されており、1名は常勤監査役、2名は非常勤監査役であります。当社は社外監査役を含めた監査体制が経営監視機能として有効と判断し、監査役のうち2名が社外監査役であります。

また、取締役・幹部従業員らで構成する経営会議を毎週月曜日に開催しており、企業経営の効率性を向上するために、各部門における業務執行に関する方針及び施策を決定し、その実施状況を報告させるとともに、事業等の進捗・与信・環境等に関する情報を共有し、たえずリスクに対する管理機能を有しております。

このように、当社経営に関する重要事項は、重要度に応じ、取締役会又は経営会議に必ず上程され、複数の者により検討を行うことで、相互牽制を図っております。

また、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、これに基づき、社内規程・業務フロー等の整備・運用を行っております。

二. 内部監査及び監査役監査の状況

取締役会、経営会議には最低1名以上の監査役が必ず出席し、適法かつ健全なる会社経営を行っているか否かという観点から、取締役を監視しております。監査役は常時社内を監視できる状況にあり、重要書類の吟味も十分に行われていると認識しております。

常勤監査役と内部監査部門（社長直轄）は、月1回の定例ミーティングを開催し、業務監査の内容を確認・報告しており、更には会計監査人と四半期ごとに定例ミーティングを行い、監査計画や監査実施状況の報告等、随時情報の交換を行うことで相互の関係を高めております。

なお、社外監査役の小林義典氏は、税理士・公認会計士の資格を有し、財務会計に関する高い知見を有しております。

ホ. 会計監査の状況

会計監査人は東陽監査法人であります。監査の過程を通じ、内部管理体制の弱点に関する指摘及び指導を受けております。

また、監査結果及び指摘等に関する報告についても、報告会により十分説明を受けております。なお、業務を執行した公認会計士は東陽監査法人に所属する高木忠儀氏（継続監査年数：5年目）、吉田岳司氏（継続監査年数：5年目）であり、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名であります。

へ. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の棗田眞次郎氏は、インターネット・モバイル関連に造詣が深く、当社事業を外部から監視し、アドバイスする立場として適任と考え、選任しております。

社外監査役の平野彰氏は、親族を含めて当社と利害関係が無いことを確認したうえで、一般株主と同等の視点に立って独立役員の立場を順守できるか否かという観点から、独立役員に指定しております。社外監査役の小林義典氏は、税理士・公認会計士の資格を有し、財務会計に関する高い知見を持つ者であり、客観的な立場から経営監視と助言を期待し選任しております。

なお、社外監査役の小林義典氏は、当社との間に人的関係、資金的関係はありませんが、小林秀行税理士事務所に所属しており、同事務所は当社と税務顧問契約を締結しております。

社外取締役とその他の社外監査役1名と当社との間に、人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

② リスク管理体制の整備の状況

経営の意思決定機関であります取締役会は、取締役4名（うち1名は社外取締役）から構成されており、原則として毎月1回開催しております。

取締役会では、経営に関する重要事項及び月々の経営成績に関する達成度と今後の方針・対策を討議しております。

また、取締役・部長らで構成する経営会議を毎週月曜日に開催しており、企業経営の効率性を向上するために、各部門における業務執行に関する方針及び施策を決定し、その実施状況を報告させるとともに、事業等の進捗・与信・環境等に関する情報を共有し、たえずリスクに対する管理機能を有しております。

このように、当社経営に関する重要事項は、重要度に応じ、取締役会又は経営会議に必ず上程され、複数の者により検討を行うことで、相互牽制を図っております。

③ 役員報酬等の内容

イ. 当期における取締役及び監査役に対する報酬等は、次のとおりであります。

役員区分	報酬額の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	ストックオプション	
取締役	41,405千円	41,405千円	—	—	5名
(うち社外取締役)	(1,830千円)	(1,830千円)	—	—	(2名)
監査役	9,276千円	9,276千円	—	—	4名
(うち社外監査役)	(4,776千円)	(4,776千円)	—	—	(3名)
合計	50,681千円	50,681千円	—	—	—

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、基本報酬は年額50,000千円以内、業績連動報酬は年額30,000千円以内であります。
(平成19年6月21日第9期定時株主総会決議)
2. 監査役の報酬限度額は、年額15,000千円以内であります。(平成18年6月22日第8期定時株主総会決議)
3. 柴本猛氏は、平成21年5月29日付で当社子会社の株式会社Be plusの業務執行取締役へ就任したため、人員及び支給額について社外取締役期間は社外取締役として記載しております。
4. 籠浦光氏は、第11期定時株主総会において取締役を退任した後、監査役へ就任したため、人員及び支給額について取締役期間は取締役、監査役期間は監査役に含めて記載しております。
5. 第11期定時株主総会において監査役を辞任した樋口和光氏の報酬につきましては、監査役(社外監査役)に含めて記載しております。

ロ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は平成19年6月21日開催の第9期定時株主総会において、業務執行取締役に対する業績連動報酬の導入が決議され、第10期より導入しておりますが、支給実績はありません。その計算方法は以下のとおりであります。

<業績連動報酬の具体的計算方法>

A. 計算方法

$$\text{業績連動報酬} = \text{連結税引前純利益} \times 10\% \times \frac{\text{各取締役のポイント}}{\text{取締役のポイント合計}}$$

B. 取締役の役職別ポイント及び人数

役職	ポイント	取締役の数	ポイント計
代表取締役社長	100	1名	100
専務取締役	60	0名	0
常務取締役	50	0名	0
取締役(業務執行者)	40	2名	80
合計	—	3名	180

C. 留意事項

- ・ 支給の対象となる取締役は、会社法第363条第1項に定める取締役であり、事業年度末に在任する者とします。
- ・ 法人税法第34条第1項第3号イに規定する「当該事業年度の利益に関する指標」とは連結税引前純利益(該当役員に係る業績連動報酬計上前)とします。
- ・ 法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定額」は3,000万円を限度とします。

④ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株式の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309条第 2 項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は 5 名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

A. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第 2 項の規定に基づき、自己の株式を取締役会の決議で取得することができる旨定款に定めております。

B. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1 項に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

C. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	13,247	—	13,333	—
連結子会社	—	—	—	—
計	13,247	—	13,333	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する監査報酬の額の決定に関する方針は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については東陽監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	836,352	645,648
売掛金	239,349	312,561
仕掛品	3,209	3,224
原材料	1,980	464
その他	16,493	23,330
貸倒引当金	△254	—
流動資産合計	1,097,131	985,229
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,515	1,714
工具、器具及び備品（純額）	10,429	33,043
有形固定資産合計	※ 11,945	※ 34,757
無形固定資産		
ソフトウェア	25,338	20,178
その他	1,298	965
無形固定資産合計	26,636	21,143
投資その他の資産		
投資有価証券	8,000	0
関係会社株式	11,181	44,865
差入保証金	30,717	28,164
その他	423	14,900
投資その他の資産合計	50,322	87,930
固定資産合計	88,904	143,831
資産合計	1,186,035	1,129,061
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,426	75,144
未払法人税等	5,854	5,723
賞与引当金	4,004	—
その他	41,371	26,174
流動負債合計	93,655	107,042
負債合計	93,655	107,042

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,854,247	1,854,247
資本剰余金	1,480,389	1,480,389
利益剰余金	△2,255,127	△2,310,635
自己株式	△1,982	△1,982
株主資本合計	1,077,526	1,022,018
少数株主持分	14,854	—
純資産合計	1,092,380	1,022,018
負債純資産合計	1,186,035	1,129,061

②【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
売上高	1,012,098	911,882
売上原価	582,926	576,609
売上総利益	429,171	335,272
販売費及び一般管理費		
役員報酬	116,395	83,491
給料及び手当	140,665	131,543
賞与引当金繰入額	2,170	—
支払手数料	56,866	50,946
貸倒引当金繰入額	69	—
のれん償却額	31,546	—
その他	148,536	120,812
販売費及び一般管理費合計	496,250	386,794
営業損失(△)	△67,078	△51,521
営業外収益		
受取利息	1,101	1,049
その他	617	33
営業外収益合計	1,719	1,083
営業外費用		
たな卸資産評価損	4,732	—
持分法による投資損失	804	9,001
支払手数料	1,500	500
その他	23	1
営業外費用合計	7,059	9,503
経常損失(△)	△72,419	△59,941
特別利益		
子会社株式売却益	—	8,162
投資有価証券売却益	21,233	—
賞与引当金戻入額	991	—
持分変動利益	1,181	12,685
前期損益修正益	—	※2 1,325
特別利益合計	23,407	22,173
特別損失		
減損損失	※2, ※3 195,033	—
固定資産売却損	1,160	—
固定資産除却損	※1 4,583	※1 16
投資有価証券評価損	—	8,000
子会社株式売却損	—	4,058
訴訟和解金	3,940	—
前期損益修正損	—	※3 6,534
特別損失合計	204,716	18,609

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
税金等調整前当期純損失 (△)	△253,728	△56,377
法人税、住民税及び事業税	1,676	3,427
法人税等合計	1,676	3,427
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	1,630	△4,296
当期純損失 (△)	△257,035	△55,507

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,854,247	1,854,247
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,854,247	1,854,247
資本剰余金		
前期末残高	1,480,389	1,480,389
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,480,389	1,480,389
利益剰余金		
前期末残高	△1,998,092	△2,255,127
当期変動額		
当期純損失(△)	△257,035	△55,507
当期変動額合計	△257,035	△55,507
当期末残高	△2,255,127	△2,310,635
自己株式		
前期末残高	△1,982	△1,982
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	△1,982	△1,982
株主資本合計		
前期末残高	1,334,561	1,077,526
当期変動額		
当期純損失(△)	△257,035	△55,507
当期変動額合計	△257,035	△55,507
当期末残高	1,077,526	1,022,018
少数株主持分		
前期末残高	13,223	14,854
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,630	△14,854
当期変動額合計	1,630	△14,854
当期末残高	14,854	—

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	1,347,785	1,092,380
当期変動額		
当期純損失(△)	△257,035	△55,507
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,630	△14,854
当期変動額合計	△255,405	△70,361
当期末残高	1,092,380	1,022,018

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失(△)	△253,728	△56,377
減価償却費	28,437	12,222
のれん償却額	31,546	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	68	△166
賞与引当金の増減額(△は減少)	△54	△4,004
前期損益修正損益(△は益)	—	1,658
受取利息及び受取配当金	△1,101	△1,049
持分法による投資損益(△は益)	804	9,001
持分変動損益(△は益)	△1,181	△12,685
投資有価証券売却損益(△は益)	△21,233	—
固定資産除却損	4,583	16
固定資産売却損益(△は益)	1,160	—
投資有価証券評価損益(△は益)	—	8,000
子会社株式売却損益(△は益)	—	△4,104
減損損失	195,033	—
売上債権の増減額(△は増加)	76,208	△93,768
たな卸資産の増減額(△は増加)	16,659	1,501
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△419	△7,503
仕入債務の増減額(△は減少)	△14,329	32,718
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△4,816	6,201
その他	3,594	△3,300
小計	61,229	△111,638
利息及び配当金の受取額	453	1,697
法人税等の支払額	△3,193	△3,093
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,490	△113,034
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△300,000	—
有形固定資産の取得による支出	△2,541	△33,379
無形固定資産の取得による支出	△12,092	△2,124
無形固定資産の売却による収入	183	—
出資金の払込による支出	—	△500
投資有価証券の取得による支出	△8,000	—
投資有価証券の売却による収入	21,400	—
関係会社株式の取得による支出	△10,000	△30,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	※1 8,261
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	※1 △7,170
短期貸付けによる支出	—	△2,926
短期貸付金の回収による収入	—	1,073
長期貸付けによる支出	—	△10,903

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
敷金及び保証金の回収による収入	5,356	—
その他	△20	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△305,713	△77,669
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△247,223	△190,704
現金及び現金同等物の期首残高	783,575	536,352
現金及び現金同等物の期末残高	※ 536,352	※2 345,648

【継続企業の前提に関する注記】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>当社グループは、当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上しました。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。</p> <p>当社グループといたしましては、「対処すべき課題」に記載のとおり、第12期（平成22年3月期）においては、①収益基盤の安定化と営業力の強化・人材育成、②投資の統制及びモニタリング、③原価率低減と品質管理、の三点を特に重要な経営課題として認識し、その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定であります。</p> <p>しかしながら、第12期は、現時点においては未だ期初の時点にあり、事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性を払拭するには至っておりません。</p> <p>なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続性の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社グループは、当連結会計年度を含め過去5期にわたり連結営業損失を計上しました。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。</p> <p>当社グループといたしましては、「対処すべき課題」に記載のとおり、平成23年3月期においては、①提案営業力の強化による売上拡大と収益基盤の安定化、②人材強化を通じた技術力・品質管理の向上、③投資における収益性管理、の3点を特に重要な経営課題として認識し、その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定であります。</p> <p>しかしながら、平成23年3月期は、現時点においては未だ期初の時点にあり、事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性を払拭するには至っておりません。</p> <p>なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 4社 連結子会社名 フォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社 株式会社インフォエックス 株式会社フレームワークスタジオ 株式会社Be plus</p> <p>※株式会社Be plusは、当連結会計年度中に事業を休止しております。 非連結子会社の名称等 該当ありません</p>	<p>連結子会社の数 2社 連結子会社名 株式会社フレームワークスタジオ 株式会社Be plus</p> <p>フォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社について、平成21年10月23日に当社保有の全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。 株式会社インフォエックスについて、平成21年12月25日に当社保有の同社全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>※株式会社Be plusは、前連結会計年度中に事業を休止しております。 非連結子会社の名称等 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社数 1社 主要な会社名 株式会社エム・データ</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社の名称等 該当ありません</p>	<p>持分法適用の関連会社数 1社 同左</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社の名称等 同左</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>① 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② たな卸資産 原材料・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）」を適用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>① 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産 原材料・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p>
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～15年 工具器具備品 3～8年</p>	<p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>販売目的のソフトウェア 販売目的のソフトウェアは、販売可能有効期間(3年)に基づく定額法によっております。</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 _____</p>
(4) 収益及び費用の計上基準	<p>_____</p>	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準 イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法) ロ その他の工事 工事完成基準</p> <p>(会計方針の変更) 工事契約に関する会計基準の適用 当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。なお、工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、工事完成基準を適用しております。</p>
(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p>	<p>同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については全面時価評価法によっております。</p>	<p>同左</p>
6 のれんの償却に関する事項	<p>のれんについては、5年間の均等償却を行っております。</p>	<p>_____</p>
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>連結キャッシュ・フロー計算書上資金の範囲に含めた現金及び現金同等物は、手元現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限及び満期日の到来する短期的な投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これに伴う損益への影響はありません。</p>	—————

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成20年8月7日内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「原材料」「仕掛品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「原材料」「仕掛品」は、それぞれ6,221千円、15,628千円であります。</p>	—————

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—————	<p>当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を重要性の乏しい場合を除き適用しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 49,413千円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 46,735千円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																				
<p>※1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">3,526千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">1,057千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>4,583千円</u></td> </tr> </table> <p>※2 のれん減損損失 のれんについて、株式取得の際に検討した事業計画において想定していた利益計画の見直しを行った結果、減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>のれん減損損失の金額 のれん 157,730千円</p> <p>当連結会計年度ののれん減損損失の測定に使用した回収可能価格は使用価値であります。</p> <p>※3 固定資産減損損失 (1) 資産のグルーピングの方法 当社グループは管理会計上、製品や市場の類似性等を勘案して資産のグルーピングを実施しております。</p> <p>(2) 減損を認識した資産 減損を認識した資産のグループ概要</p> <p>① 用途 クロスメディア事業 場所 東京都文京区 種類 工具器具備品・ソフトウェア</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減損損失額 工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">3,203千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">25,583千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>28,786千円</u></td> </tr> </table> <p>② 用途 モニタリング事業 場所 東京都文京区 種類 工具器具備品・ソフトウェア</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減損損失額 工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">570千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">7,944千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>8,515千円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯 市場環境が悪化し短期間での業績の回復が困難であるため、減損損失を認識しております。</p> <p>(4) 回収可能性の算定方法 使用価値により算定しており、その割引率は3%を使用しております。</p>	工具器具備品	3,526千円	ソフトウェア	1,057千円	<u>計</u>	<u>4,583千円</u>	減損損失額 工具器具備品	3,203千円	ソフトウェア	25,583千円	<u>合計</u>	<u>28,786千円</u>	減損損失額 工具器具備品	570千円	ソフトウェア	7,944千円	<u>合計</u>	<u>8,515千円</u>	<p>※1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">16千円</td> </tr> </table> <p>※2 前期損益修正益 1,325千円 過年度における売上高、製造原価及び特別損失の修正によるものであります。</p> <p>※3 前期損益修正損 6,534千円 過年度における製造原価の修正によるものであります。</p>	工具器具備品	16千円
工具器具備品	3,526千円																				
ソフトウェア	1,057千円																				
<u>計</u>	<u>4,583千円</u>																				
減損損失額 工具器具備品	3,203千円																				
ソフトウェア	25,583千円																				
<u>合計</u>	<u>28,786千円</u>																				
減損損失額 工具器具備品	570千円																				
ソフトウェア	7,944千円																				
<u>合計</u>	<u>8,515千円</u>																				
工具器具備品	16千円																				

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	32,108	—	—	32,108

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9	—	—	9

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	32,108	—	—	32,108

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9	—	—	9

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																														
	<p>※1 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>(1) 株式の売却によりフォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産</td><td style="text-align: right;">75,797千円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">6,135千円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td style="text-align: right;">△11,538千円</td></tr> <tr><td>少数株主持分</td><td style="text-align: right;">△10,557千円</td></tr> <tr><td>株式売却益</td><td style="text-align: right;">8,162千円</td></tr> <tr><td>株式売却価額</td><td style="text-align: right;">68,000千円</td></tr> <tr><td>連結除外時点での現金及び現金同等物の残高</td><td style="text-align: right;">59,738千円</td></tr> <tr><td>子会社株式売却による収入</td><td style="text-align: right;">8,261千円</td></tr> </table> <p>(2) 株式の売却により株式会社インフォエックスが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産</td><td style="text-align: right;">24,658千円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">931千円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td style="text-align: right;">△10,531千円</td></tr> <tr><td>株式売却損</td><td style="text-align: right;">△4,058千円</td></tr> <tr><td>株式売却価額</td><td style="text-align: right;">11,000千円</td></tr> <tr><td>連結除外時点での現金及び現金同等物の残高</td><td style="text-align: right;">18,170千円</td></tr> <tr><td>子会社株式売却による支出</td><td style="text-align: right;">△7,170千円</td></tr> </table>	流動資産	75,797千円	固定資産	6,135千円	流動負債	△11,538千円	少数株主持分	△10,557千円	株式売却益	8,162千円	株式売却価額	68,000千円	連結除外時点での現金及び現金同等物の残高	59,738千円	子会社株式売却による収入	8,261千円	流動資産	24,658千円	固定資産	931千円	流動負債	△10,531千円	株式売却損	△4,058千円	株式売却価額	11,000千円	連結除外時点での現金及び現金同等物の残高	18,170千円	子会社株式売却による支出	△7,170千円
流動資産	75,797千円																														
固定資産	6,135千円																														
流動負債	△11,538千円																														
少数株主持分	△10,557千円																														
株式売却益	8,162千円																														
株式売却価額	68,000千円																														
連結除外時点での現金及び現金同等物の残高	59,738千円																														
子会社株式売却による収入	8,261千円																														
流動資産	24,658千円																														
固定資産	931千円																														
流動負債	△10,531千円																														
株式売却損	△4,058千円																														
株式売却価額	11,000千円																														
連結除外時点での現金及び現金同等物の残高	18,170千円																														
子会社株式売却による支出	△7,170千円																														
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">836,352千円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月超の定期預金</td><td style="text-align: right;">△300,000千円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">536,352千円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	836,352千円	預入期間が3か月超の定期預金	△300,000千円	現金及び現金同等物	536,352千円	<p>※2 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">645,648千円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月超の定期預金</td><td style="text-align: right;">△300,000千円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">345,648千円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	645,648千円	預入期間が3か月超の定期預金	△300,000千円	現金及び現金同等物	345,648千円																		
現金及び預金勘定	836,352千円																														
預入期間が3か月超の定期預金	△300,000千円																														
現金及び現金同等物	536,352千円																														
現金及び預金勘定	645,648千円																														
預入期間が3か月超の定期預金	△300,000千円																														
現金及び現金同等物	345,648千円																														

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)において、該当事項はありません。

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に株式発行)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券及び関係会社株式は、業務上の関係を有する企業の非上場株式であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごと期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社では外貨建の営業債権債務はありません。投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社において、当社に準じて、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2．参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	645,648	645,648	-
(2) 売掛金	312,561	312,561	-
資産計	958,209	958,209	
(1) 買掛金	75,144	75,144	-
(2) 未払法人税等	5,723	5,723	-
負債計	80,867	80,867	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

デリバティブ取引は該当ありません。

2. 時価を把握することが極めて困難だと認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	44,865

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、時価の算定は行っておりません。

3. 満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）
現金及び預金	645,648
売掛金	312,561

(有価証券関係)

前連結会計年度末（平成21年3月31日）

1. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額（千円）	21,400
売却益の合計額（千円）	21,233
売却損の合計額（千円）	—

2. 時価評価されていない主な有価証券

	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	8,000
合計	8,000
子会社株式及び関連会社株式	
関連会社株式	11,181
合計	11,181

当連結会計年度末（平成22年3月31日）

減損処理を行った投資有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について、8,000千円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)において、当社はデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)において、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年5月26日	平成13年3月7日	平成13年6月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役6名 従業員12名	取締役6名 従業員4名	取締役4名 従業員22名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 413	普通株式 300	普通株式 819
付与日	平成12年5月26日	平成13年3月7日	平成13年6月8日
権利確定条件	対象者は次の場合にはその権利を喪失し権利行使はできないものとする。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき	対象者は次の場合にはその権利を喪失し権利行使はできないものとする。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき	対象者は次の場合にはその権利を喪失し権利行使はできないものとする。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成14年6月1日から 平成21年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成15年7月1日から 平成23年3月31日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年 6月24日	平成15年 6月18日	平成16年 6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名 監査役2名 従業員13名 顧問2名	取締役4名 監査役2名 従業員34名 顧問3名	従業員35名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 122	普通株式 264	普通株式 300
付与日	平成14年 6月28日	平成15年 6月30日	平成17年 5月20日
権利確定条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。</p> <p>② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。</p> <p>② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。</p> <p>② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成16年7月1日から 平成24年5月31日まで	平成17年7月1日から 平成25年5月31日まで	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月23日①	平成17年6月23日②	平成17年6月23日③
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名	取締役9名 監査役3名 従業員30名	取締役9名 監査役3名 従業員31名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 500	普通株式 264	普通株式 236
付与日	平成17年9月16日	平成17年11月25日	平成18年5月24日
権利確定条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。）。</p> <p>③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。）。</p> <p>③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。）。</p> <p>③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで

(注1) 株式数に換算して記載しております。

なお、平成12年5月26日、平成13年3月7日及び平成13年6月8日決議分のストック・オプションにつきましては、平成13年7月9日付株式分割（1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(注2) 付与対象者の区分及び人数は付与時の区分及び人数であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成21年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成12年5月26日、平成13年3月7日及び平成13年6月8日決議分のストック・オプションにつきましては、平成13年7月9日付株式分割（1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年5月26日	平成13年3月7日	平成13年6月8日
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	3	36	367
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	3	36	367

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月24日	平成15年6月18日	平成16年6月24日
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	46	59	260
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	46	59	260

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月23日①	平成17年6月23日②	平成17年6月23日③
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	500	262	234
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	500	262	234

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年5月26日	平成13年3月7日	平成13年6月8日
権利行使価格(円)	16,667	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月24日	平成15年6月18日	平成16年6月24日
権利行使価格(円)	379,208	136,000	486,203
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月23日①	平成17年6月23日②	平成17年6月23日③
権利行使価格(円)	328,514	244,755	304,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年3月7日	平成13年6月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役6名 従業員4名	取締役4名 従業員22名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 300	普通株式 819
付与日	平成13年3月7日	平成13年6月8日
権利確定条件	対象者は次の場合にはその権利を喪失し権利行使はできないものとする。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき	対象者は次の場合にはその権利を喪失し権利行使はできないものとする。 (a) 死亡、禁固以上の刑に処せられた場合 (b) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合 (c) 自己都合により退職した場合(取締役、監査役の就任を除く) (d) 自己都合以外の理由で当社を退職したときから、1年を経過したとき (e) 当社と競合関係にある他の会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントに就いたとき
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成15年4月1日から平成22年3月31日まで	平成15年7月1日から平成23年3月31日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月24日	平成15年6月18日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名 監査役2名 従業員13名 顧問2名	取締役4名 監査役2名 従業員34名 顧問3名	従業員35名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 122	普通株式 264	普通株式 300
付与日	平成14年6月28日	平成15年6月30日	平成17年5月20日
権利確定条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。</p> <p>② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。</p> <p>② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。</p> <p>② 対象者が死亡した場合(新株予約権の相続は認めない。)</p> <p>③ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>④ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑤ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑥ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成16年7月1日から 平成24年5月31日まで	平成17年7月1日から 平成25年5月31日まで	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月23日①	平成17年6月23日②	平成17年6月23日③
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名	取締役9名 監査役3名 従業員30名	取締役9名 監査役3名 従業員31名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 500	普通株式 264	普通株式 236
付与日	平成17年9月16日	平成17年11月25日	平成18年5月24日
権利確定条件	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。）。</p> <p>③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。）。</p> <p>③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。</p> <p>① 対象者が当社の従業員でなくなった場合（ただし、従業員が当社の取締役又は監査役になる場合を除く。）。</p> <p>② 対象者が当社の取締役又は監査役ではなくなった場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社の取締役又は監査役であり、その後退任又は辞任した場合を除く。）。</p> <p>③ 対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。</p> <p>④ 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>⑤ 新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。</p> <p>⑥ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。</p> <p>⑦ 対象者が当社との顧問契約を解除した場合（ただし、新株予約権の割当を受ける時点において、対象者が当社と顧問契約を締結した顧問である場合はこの限りではない。）。</p> <p>⑧ この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで

(注1) 株式数に換算して記載しております。

なお、平成13年3月7日及び平成13年6月8日決議分のストック・オプションにつきましては、平成13年7月9日付株式分割（1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(注2) 付与対象者の区分及び人数は付与時の区分及び人数であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成13年3月7日及び平成13年6月8日決議分のストック・オプションにつきましては、平成13年7月9日付株式分割（1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年3月7日	平成13年6月8日
権利確定前		
期首(株)	—	—
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
期首(株)	36	367
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	36	367

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月24日	平成15年6月18日	平成16年6月24日
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	46	59	260
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	46	59	260

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月23日①	平成17年6月23日②	平成17年6月23日③
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	500	262	234
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	500	262	234

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年3月7日	平成13年6月8日
権利行使価格(円)	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月24日	平成15年6月18日	平成16年6月24日
権利行使価格(円)	379,208	136,000	486,203
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月23日①	平成17年6月23日②	平成17年6月23日③
権利行使価格(円)	328,514	244,755	304,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>未払事業税 1,527千円</p> <p>賞与引当金 1,629千円</p> <p>棚卸資産 445千円</p> <p>投資有価証券 22,357千円</p> <p>有形固定資産 2,866千円</p> <p>無形固定資産 40,695千円</p> <p>前払費用 90千円</p> <p>未払費用 202千円</p> <p>繰越欠損金 555,436千円</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 625,250千円</p> <p>評価性引当額 △625,250千円</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 —</p>	<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>未払事業税 1,323千円</p> <p>投資有価証券 26,364千円</p> <p>有形固定資産 1,796千円</p> <p>無形固定資産 25,951千円</p> <p>繰越欠損金 736,296千円</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 791,732千円</p> <p>評価性引当額 △791,732千円</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 —</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>同左</p>

(企業結合等関係)

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	モバイル分野 (千円)	ソリューション分野 (千円)	計(千円)	消去又は全社	連結(千円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	370,614	641,483	1,012,098	—	1,012,098
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	370,614	641,483	1,012,098	—	1,012,098
営業費用	377,083	702,093	1,079,176	—	1,079,176
営業損失	6,469	60,609	67,078	—	67,078
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出					
資産	243,581	574,026	817,608	368,427	1,186,035
減価償却費	7,117	16,841	23,959	4,477	28,437
減損損失	9	195,023	195,033	—	195,033
資本的支出	7,096	7,014	14,110	523	14,633

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、当社が顧客に対して提供するサービスの類似性、市場の種類並びに属性を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な製品及びサービス

事業区分	主要な製品及びサービス
モバイル事業	JRトラベルナビゲータ、b-Walker、AirCompassを始めとする移動体向けのインフラ提供事業
ソリューション事業	画像配信システム、企業向けWebシステムの企画・開発・運用及びシステム販売事業

3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は368,427千円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)です。

4. 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」 4. (1) ②に記載のとおり、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

(リース取引に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」(会計方針の変更)に記載のとおり、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。なお、この変更による損益への影響はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	モバイル分野 (千円)	ソリューション分野 (千円)	計(千円)	消去又は全社	連結(千円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	464,051	447,831	911,882	—	911,882
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	464,051	447,831	911,882	—	911,882
営業費用	457,410	505,994	963,404	—	963,404
営業利益又は営業損失(△)	6,640	△58,162	△51,521	—	△51,521
II 資産、減価償却費 及び資本的支出					
資産	265,145	572,164	837,309	291,751	1,129,061
減価償却費	7,125	1,256	8,381	3,840	12,222
資本的支出	28,705	3,098	31,803	3,700	35,503

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、当社が顧客に対して提供するサービスの類似性、市場の種類並びに属性を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な製品及びサービス

事業区分	主要な製品及びサービス
モバイル事業	JRトラベルナビゲータ、b-Walkerを始めとする移動体向けのインフラ提供事業
ソリューション事業	画像配信システム、企業向けWebシステムの企画・開発・運用及びシステム販売事業

3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は291,751千円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)です。

4. 会計方針の変更

(工事契約に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」 4. (4)に記載のとおり、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日公表分)を適用しております。なお、この変更による損益の影響はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)において、海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

関連当事者との取引が僅少であるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	杉野 文則	—	—	当社 取締役会長	(被所有) 直接 7.2	金銭の貸付	金銭の貸付	13,000	その他(流動資産) その他(投資その他の資産)	1,510 10,903

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利・返済方法等の取引条件については従業員貸付規程等を参考に設定したうえで、当取引については取締役会決議(当該取締役を除く)により決定しております。

返済については、貸付時の返済計画どおり毎月の役員報酬より控除しており、現時点で回収上の支障は発生しておりません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 33,568円 84銭	1株当たり純資産額 31,839円58銭
1株当たり当期純損失 8,007円 59銭	1株当たり当期純損失 1,729円27銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載を省略しております。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,092,380	1,022,018
普通株式に係る純資産額(千円)	1,077,526	1,022,018
差額の主な内訳(千円) 少数株主持分	14,854	—
普通株式の発行済株式数(株)	32,108	32,108
普通株式の自己株式数(株)	9	9
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	32,099	32,099

2 1株当たり当期純損失

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
連結損益計算書上の当期純損失(千円)	257,035	55,507
普通株式に係る当期純損失(千円)	257,035	55,507
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	32,099	32,099
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権等9種類(新株予約権の目的となる株式の数1,767株)。	新株予約権等8種類(新株予約権の目的となる株式の数1,764株)。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	当社グループは、平成22年3月18日開催の取締役会において、株式会社デンソーが株式会社デンソーコミュニケーションズへ融資を行った場合、株式会社デンソーの融資額に対して、株式会社デンソーコミュニケーションズへの出資比率に基づき、債務の保証を行うことを決議し、また、同年4月1日付で債務保証に関する確認書を締結致しました。その結果、債務保証額が19,285千円発生しております。また、債務保証期間の定めはありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高(千円)	164,487	166,069	226,872	354,453
税金等調整前四半期純 利益又は純損失金額 (千円)	△68,330	△53,634	△11,267	76,856
四半期純利益又は純損 失金額(千円)	△66,788	△52,686	△12,254	76,221
1株当たり四半期純利 益又は純損失金額 (円)	△2,080.69	△1,641.38	△381.77	2,374.57

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	758,618	644,206
売掛金	※1 186,056	312,646
仕掛品	3,209	3,224
原材料	1,980	464
前払費用	9,210	8,690
関係会社短期貸付金	8,166	4,500
未収入金	787	213
その他	3,937	14,138
貸倒引当金	△6,500	△4,500
流動資産合計	965,466	983,583
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,351	3,801
減価償却累計額	△1,835	△2,086
建物（純額）	1,515	1,714
工具、器具及び備品	46,224	77,691
減価償却累計額	△38,044	△44,648
工具、器具及び備品（純額）	8,180	33,043
有形固定資産合計	9,696	34,757
無形固定資産		
商標権	595	503
実用新案権	40	8
ソフトウェア	22,036	19,267
ソフトウェア仮勘定	5,421	4,640
電話加入権	434	434
無形固定資産合計	28,528	24,854
投資その他の資産		
投資有価証券	8,000	0
関係会社株式	99,512	40,000
長期前払費用	423	3,497
差入保証金	28,164	28,164
その他	—	11,403
投資その他の資産合計	136,100	83,064
固定資産合計	174,325	142,677
資産合計	1,139,792	1,126,260

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 44,214	75,249
未払金	10,319	10,123
未払費用	0	—
未払法人税等	4,657	5,473
未払消費税等	6,714	4,900
前受金	4,765	7,402
預り金	2,291	4,146
流動負債合計	72,963	107,296
固定負債		
長期預り金	2,381	—
固定負債合計	2,381	—
負債合計	75,345	107,296
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,854,247	1,854,247
資本剰余金		
資本準備金	1,480,389	1,480,389
資本剰余金合計	1,480,389	1,480,389
利益剰余金		
利益準備金	600	600
その他利益剰余金		
別途積立金	2,020	2,020
繰越利益剰余金	△2,270,827	△2,316,310
利益剰余金合計	△2,268,207	△2,313,690
自己株式	△1,982	△1,982
株主資本合計	1,064,447	1,018,964
純資産合計	1,064,447	1,018,964
負債純資産合計	1,139,792	1,126,260

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
売上高	737,543	835,959
売上原価		
当期製品製造原価	460,659	542,720
売上総利益	276,884	293,239
販売費及び一般管理費		
役員報酬	49,063	50,681
給料手当及び賞与	108,771	123,594
法定福利費	—	17,310
支払手数料	50,432	47,611
減価償却費	4,477	3,840
その他	101,075	74,856
販売費及び一般管理費合計	313,820	317,895
営業損失(△)	△36,935	△24,655
営業外収益		
受取利息	1,036	1,040
業務受託料	※2 1,771	—
雑収入	320	※2 381
営業外収益合計	3,128	1,421
営業外費用		
たな卸資産評価損	4,732	—
貸倒引当金繰入額	6,500	—
支払手数料	1,500	500
営業外費用合計	12,732	500
経常損失(△)	△46,539	△23,734
特別利益		
投資有価証券売却益	21,233	—
貸倒引当金戻入額	—	2,000
特別利益合計	21,233	2,000
特別損失		
減損損失	※3 37,302	—
固定資産除却損	※1 3,646	※1 16
投資有価証券評価損	—	8,000
子会社株式評価損	372,929	9,279
関係会社株式評価損	802	—
子会社株式売却損	—	1,232
前期損益修正損	—	※3 2,929
特別損失合計	414,681	21,458
税引前当期純損失(△)	△439,987	△43,193
法人税、住民税及び事業税	951	2,290
法人税等合計	951	2,290

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
当期純損失 (△)	△440,938	△45,483

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		111,779	24.0	113,994	20.9
II 労務費		125,226	26.9	128,329	23.5
III 外注費		107,371	23.1	260,933	47.7
IV 経費		121,293	26.0	43,000	7.9
当期総製造費用		465,670	100.0	546,257	100.0
期首仕掛品たな卸高		15,628		3,209	
合計		481,298		549,467	
期末仕掛品たな卸高		3,209		3,224	
他勘定振替		17,429		3,522	
当期製品製造原価		460,659		542,720	

(注) 1 原価計算の方法

プロジェクト別に個別原価計算を行っています。

2 他勘定振替は、主にソフトウェア勘定・棚卸評価損への振替です。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,854,247	1,854,247
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,854,247	1,854,247
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,480,389	1,480,389
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,480,389	1,480,389
資本剰余金合計		
前期末残高	1,480,389	1,480,389
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,480,389	1,480,389
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	600	600
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	600	600
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	2,020	2,020
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,020	2,020
繰越利益剰余金		
前期末残高	△1,829,888	△2,270,827
当期変動額		
当期純損失(△)	△440,938	△45,483
当期変動額合計	△440,938	△45,483
当期末残高	△2,270,827	△2,316,310
利益剰余金合計		
前期末残高	△1,827,268	△2,268,207
当期変動額		
当期純損失(△)	△440,938	△45,483
当期変動額合計	△440,938	△45,483

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
当期末残高	△2,268,207	△2,313,690
自己株式		
前期末残高	△1,982	△1,982
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	△1,982	△1,982
株主資本合計		
前期末残高	1,505,385	1,064,447
当期変動額		
当期純損失(△)	△440,938	△45,483
当期変動額合計	△440,938	△45,483
当期末残高	1,064,447	1,018,964
純資産合計		
前期末残高	1,505,385	1,064,447
当期変動額		
当期純損失(△)	△440,938	△45,483
当期変動額合計	△440,938	△45,483
当期末残高	1,064,447	1,018,964

【継続企業の前提に関する注記】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>当社は、当事業年度を含め過去2期にわたり営業損失を計上しました。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。</p> <p>当社といたしましては、「対処すべき課題」に記載のとおり、第12期（平成22年3月期）においては、①収益基盤の安定化と営業力の強化・人材育成、②投資の統制及びモニタリング、③原価率低減と品質管理、の三点を特に重要な経営課題として認識し、その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定であります。</p> <p>しかしながら、第12期は、現時点においては未だ期初の時点にあり、事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性を払拭するには至っておりません。</p> <p>なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続性の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社は、当事業年度を含め過去3期にわたり営業損失を計上しました。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。</p> <p>当社といたしましては、「対処すべき課題」に記載のとおり、第13期（平成23年3月期）においては、①提案営業力の強化による売上拡大と収益基盤の安定化、②人材強化を通じた技術力・品質管理の向上、③投資における収益性管理、の3点を特に重要な経営課題として認識し、その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定であります。</p> <p>しかしながら、第13期は、現時点においては未だ期初の時点にあり、事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性を払拭するには至っておりません。</p> <p>なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 同左</p>
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 原材料 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>(2) 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）」を適用しております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。</p>	<p>(1) 原材料 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>(2) 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 20px;">建物 3～15年</p> <p style="margin-left: 20px;">工具器具備品 3～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>販売目的のソフトウェア 販売目的のソフトウェアは、販売可能有効期間（3年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>販売目的のソフトウェア 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。なお、当期においては引当金の計上はありません。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 _____</p>
5 収益及び費用の計上基準	_____	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準</p> <p>イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）</p> <p>ロ その他の工事 工事完成基準</p> <p>（会計方針の変更） 工事契約に関する会計基準の適用 当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しております。なお、工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、工事完成基準を適用しております。</p>
6 その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これに伴う損益への影響はありません。</p>	_____

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(損益計算書) 前事業年度まで販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「法定福利費」は、重要性が増したため、区分掲記しました。なお、前期における「法定福利費」の金額は17,201千円であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	
売掛金	3,926千円
買掛金	1,785千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)										
※1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。	※1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">202千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,386千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">1,057千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,646千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	202千円	工具器具備品	2,386千円	ソフトウェア	1,057千円	計	3,646千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">16千円</td> </tr> </table>	工具器具備品	16千円
建物附属設備	202千円										
工具器具備品	2,386千円										
ソフトウェア	1,057千円										
計	3,646千円										
工具器具備品	16千円										
※2 関係会社との取引に係るものであります。	※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。										
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">雑収入</td> <td style="text-align: right;">372千円</td> </tr> </table>	雑収入	372千円								
雑収入	372千円										
※3 減損損失	※3 前期損益修正損										
(1) 資産のグルーピングの方法 当社は管理会計上、製品や市場の類似性等を勘案して資産のグルーピングを実施しております。	2,929千円 過年度における製造原価の修正によるものであります。										
(2) 減損を認識した資産 減損を認識した資産のグループ概要											
① 用途 クロスメディア事業											
場所 東京都文京区											
種類 工具器具備品・ソフトウェア											
減損損失額											
工具器具備品	3,203千円										
ソフトウェア	25,583千円										
合計	28,786千円										
② 用途 モニタリング事業											
場所 東京都文京区											
種類 工具器具備品・ソフトウェア											
減損損失額											
工具器具備品	570千円										
ソフトウェア	7,944千円										
合計	8,515千円										
(3) 減損損失の認識に至った経緯 市場環境が悪化し短期間での業績の回復が困難であるため、減損損失を認識しております。											
(4) 回収可能性の算定方法 使用価値により算定しており、その割引率は3%を使用しております。											

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9	—	—	9

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9	—	—	9

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式0千円、関連会社株式40,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 未払事業税 1,512千円 棚卸資産 445千円 投資有価証券 22,357千円 子会社株式 239,852千円 関係会社株式 5,045千円 有形固定資産 2,618千円 無形固定資産 40,695千円 貸倒引当金 2,644千円 繰越欠損金 519,469千円 繰延税金資産合計 834,641千円 評価性引当額 △834,641千円 繰延税金資産の純額 —	1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 未払事業税 1,323千円 投資有価証券 26,364千円 子会社株式 76,700千円 関係会社株式 5,045千円 有形固定資産 1,758千円 無形固定資産 25,951千円 貸倒引当金 1,831千円 繰越欠損金 709,648千円 繰延税金資産合計 848,623千円 評価性引当額 △848,623千円 繰延税金資産の純額 —
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当期純損失のため記載を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 33,161円 38銭	1株当たり純資産額 31,744円42銭
1株当たり当期純損失 13,736円 84銭	1株当たり当期純損失 1,416円96銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 1株当たり当期純損失が計上されているため記載を省略しております。	同左

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	1,064,447	1,018,964
普通株式に係る純資産額 (千円)	1,064,447	1,018,964
差額の主な内訳(千円)	—	—
普通株式の発行済株式数(株)	32,108	32,108
普通株式の自己株式数(株)	9	9
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	32,099	32,099

2 1株当たり当期純損失金額

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純損失(千円)	440,938	45,483
普通株式に係る当期純損失 (千円)	440,938	45,483
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	32,099	32,099
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権9種類(新株予約権の数1,767個)。	新株予約権8種類(新株予約権の数1,764個)。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	当社は、平成22年3月18日開催の取締役会において、株式会社デンソーが株式会社デンソーコミュニケーションズへ融資を行った場合、株式会社デンソーの融資額に対して、株式会社デンソーコミュニケーションズへの出資比率に基づき、債務の保証を行うことを決議し、また、同年4月1日付で債務保証に関する確認書を締結致しました。その結果、債務保証額が19,285千円発生しております。また、債務保証期間の定めはありません。

④ 【附属明細表】

【有形証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	3,351	450	—	3,801	2,086	251	1,714
工具器具備品	46,224	31,925	458	77,691	44,648	7,046	33,043
有形固定資産計	49,576	32,375	458	81,492	46,735	7,297	34,757
無形固定資産							
商標権	920	—	—	920	416	92	503
実用新案権	709	—	—	709	700	32	8
ソフトウェア	72,686	2,904	—	75,591	56,324	5,674	19,267
ソフトウェア仮勘定	5,421	1,694	2,474	4,640	—	—	4,640
電話加入権	434	—	—	434	—	—	434
無形固定資産計	80,171	4,598	2,474	82,295	57,441	5,798	24,854
長期前払費用	423	4,406	771	4,057	—	559	3,497

(注) 当期増減額のうち主なものは、次のとおりであります。

増加：工具器具備品	J-NAVI ASPシステム	25,081千円
ソフトウェア	DENSO向法人ナビシステム	2,474千円
ソフトウェア仮勘定	DENSO向ドライブポータルシステム	1,694千円

減少：ソフトウェア仮勘定 DENSO向法人ナビ ソフトウェアへ振替 2,474千円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,500	—	—	2,000	4,500
工事損失引当金	—	32,250	32,250	—	—

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、債権回収にともなう戻し入れであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	178
預金の種類	
普通預金	244,027
定期預金	400,000
小計	644,027
合計	644,206

② 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ジェイアール東日本企画	197,673
株式会社デンソー中国	35,656
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	32,193
株式会社ゼンショー	18,441
エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	9,838
その他	18,843
合計	312,646

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A)+(D) $\frac{2}{(B)}$ 365
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
186,056	877,496	750,906	312,646	70.6	103

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 原材料

区分	金額(千円)
通信機器	462
その他	1
計	464

④ 仕掛品

区分	金額(千円)
ソフトウェア	3,224
計	3,224

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
富士ソフト株式会社	40,278
株式会社ローレルインテリジェントシステムズ	11,370
株式会社エム・データ	5,567
フォーマイスターズ・システムコンサルティング株式会社	4,200
株式会社コミュニケーションプランニング	3,990
その他	9,843
合計	75,249

(3) 【その他】

当社及び当社の連結子会社の株式会社Be plus（以下「Be plus」）は、下記の訴訟の提起を受け、平成20年6月9日にその訴状の送達を受けました。

(1) 訴訟を提起した者（原告）

- ① 氏名 株式会社日本ソフトウェア技研
- ② 住所 東京都中央区日本橋本石町4丁目4番20号

(2) 訴訟の内容及び請求額

- ① 訴訟の内容 請負代金等請求事件
- ② 請求金額 金6,583万5千円及びこれに対する訴状到達の翌日から支払済みまでの年6分の割合による金員の支払い。

(3) 訴訟の内容

原告は、当社子会社であるBe plusと原告との間にシステム開発業務に関する請負契約が存在していたとの主張を前提にBe plusに対し(2)項金員の請求を行なうとともに、当社とBe plusとの間に同種の請負契約が存在していたとの主張を前提に当社に対し同額の支払を請求しているものであります。

(4) 今後の見通し

当社といたしましては、原告が主張するような請負契約は存在していないものと考えており、裁判において当社の正当性を主張する所存であります。また、現時点において、本訴訟の当社連結及び個別の業績に与える影響は微少と考えておりますが、当社の主張が受け入れられない可能性も考慮し、保守的な観点から本項に記載するものであります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.bemap.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第11期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 平成21年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第12期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) 平成21年8月13日関東財務局長に提出。

第12期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) 平成21年11月13日関東財務局長に提出。

第12期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 平成22年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第11期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 平成21年9月25日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 忠儀 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 岳司 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーマップ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計期間を含め過去4期にわたり連結営業損失の状況にあり、これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されているが、当該計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映していない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビーマップの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ビーマップが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月23日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 忠儀 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 岳司 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーマップ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計期間を含め過去5期にわたり連結営業損失の状況にあり、これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されているが、当該計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビーマップの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ビーマップが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 忠儀 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 岳司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーマップの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度を含め過去2期にわたり営業損失の状況にあり、これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されているが、当該計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 忠儀 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 岳司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーマップの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度を含め過去3期にわたり営業損失の状況にあり、これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されているが、当該計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。